

R06-21000-406

令和6年10月2日

長崎県知事 大石 賢吾 様

長崎県監査委員 下 田 芳 之

同 礪 山 祐 実

同 大 場 博 文

同 堤 典 子

(公 印 省 略)

令和5年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された標記報告書について、その審査を終了したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 5 年度長崎県内部統制評価 報告書に係る審査意見書

長 崎 県 監 査 委 員

令和５年度長崎県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和５年度における長崎県内部統制評価報告書に係る審査を次のとおり実施した。

第１ 審査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

第２ 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

第３ 審査の対象

令和５年度長崎県内部統制評価報告書

第４ 審査の着眼点

１ 内部統制の評価手続

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続については、対象事務が網羅的に評価されているか、内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、評価が形骸化していないか審査を行った。

２ 内部統制の評価結果

評価結果に係る審査については、内部統制の不備を把握した場合、当該不備が重大な不備に該当するかの判断が適切に行われているか、また、是正された内部統制の整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されているか審査を行った。

第５ 審査の実施内容

審査に付された「令和５年度長崎県内部統制評価報告書」について、関係部に説明を求め、慎重に審査を行った。

第６ 審査の結果

「令和５年度長崎県内部統制評価報告書」について、審査した限りにおいて、内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当である。

第7 その他

令和5年度においても、重大な不備が発生することなく有効に運用されているが、定期監査においては事務処理ミスが少なからず検出されているので、今後とも、内部統制制度の周知徹底や理解促進などに関する取組を進めながら、同制度の効果的かつ確実な運用に努められたい。

【参考】審査等の経過

- 1 内部統制評価報告書審査計画の策定 令和6年4月11日
- 2 内部統制推進ワーキンググループ会議出席（監査事務局員）
令和6年4月18日
- 3 各所属の自己評価に係る予備審査（監査事務局員）
環境保健研究センター・工業技術センター・窯業技術センター 令和6年5月13日
長崎港湾漁港事務所 令和6年5月16日～5月17日
島原振興局 令和6年5月22日～5月24日
長崎振興局 令和6年5月30日～5月31日
県北振興局 令和6年6月4日～6月7日
本庁各部局 令和6年6月20日～7月22日
秘書・広報戦略部、企画部、総務部、危機管理部、地域振興部、
文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、こども政策局、
産業労働部、水産部、農林部、土木部、出納局
- 4 内部統制評価報告書に係る審査
 - (1) 監査事務局員による予備審査 令和6年8月8日
新行政推進室、会計課、総務文書課
 - (2) 監査委員による審査 令和6年8月22日
新行政推進室、会計課、総務文書課、人事課、財政課、管財課、
債権管理室、スマート県庁推進課、建設企画課、物品管理室